

高校1年生相当・キャッチアップ接種対象者の皆さん

子宮頸がん予防ワクチンが無料で接種できるのは令和7年3月31日までです。
3回接種完了のためには今年の9月までに1回目の接種が必要です。

■子宮頸がんとは？

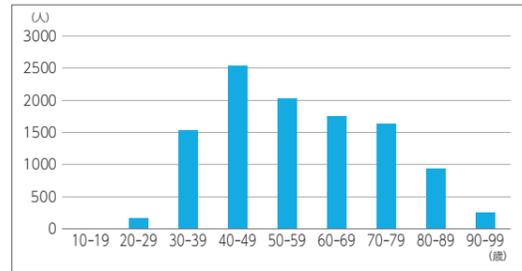
子宮の頸部という子宮の出口に近い部分にできるがんです。日本では毎年、約1.1万人の女性がかかる病気で、特に、近年若い世代の子宮頸がん罹患が増えています。

さらに毎年、約2,900人の女性が亡くなっており、日本で25～40歳の女性のがんによる死亡の第2位は子宮頸がんによるものです。

■HPVワクチンとは？

子宮頸がんの原因の50～90%を占めるHPV(ヒトパピローマウイルス)の感染を予防するワクチンです。補助がない場合の接種費用は、3回接種で約4～10万円かかります。

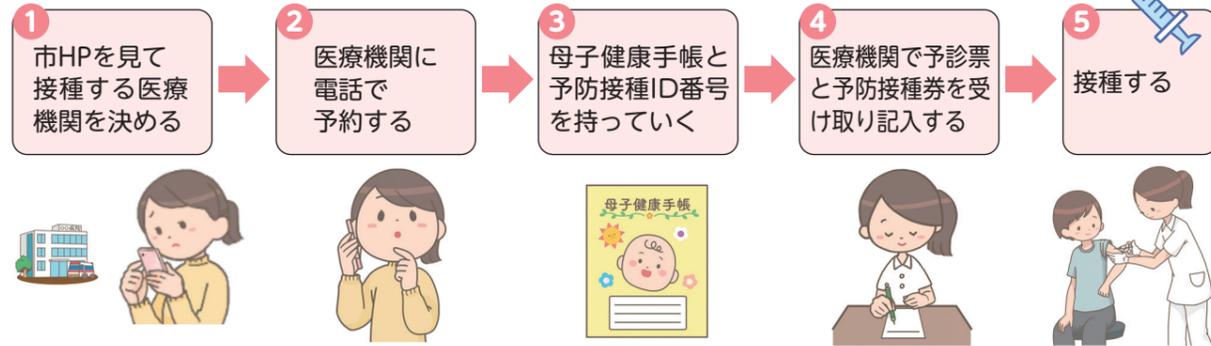
■子宮頸がんと新たに診断された女性の数(2019年)



出典:国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」(全国がん登録)



■HPVワクチン接種までの流れ



■HPVワクチン接種について

定期予防接種

対小学6年生～高校1年生相当の女子(接種期間 高校1年生相当の3月31日まで)

キャッチアップ接種

対平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女子(接種期間 令和7年3月31日まで)

※キャッチアップ接種とは、積極的勧奨の差し控えにより公費での接種機会を逃した人に対して公平な接種機会を確保する観点から実施する接種です。

■県内委託医療機関(要予約) ■無料(接種期間内の場合)

■母子健康手帳、予防接種ID番号

※市外や県外で接種を希望の人、予防接種ID番号が分からない人は、健康推進課へご連絡ください。

■接種費用の払い戻し(償還払い)について

HPVワクチンの積極的勧奨の差し控えにより、定期接種の対象年齢を過ぎてHPVワクチンの任意接種を自費で受けた人で、対象となる人に対し、接種の費用の払い戻し(償還払い)を実施しています。対象者など詳しくは市HPをご覧ください。 (令和7年3月31日)

※詳しくは市HPをご覧ください。

健康推進課 (0848-24-1960)

市HP(HPVワクチン接種)▶

ワクチン接種とあわせて子宮頸がん検診も受けましょう。

市HP(子宮頸がん検診)▶



子育て

児童手当の制度が変わります

令和6年10月分から児童手当の制度が一部変更になります。

- 変更後の内容は以下の通りです。
- 所得制限限度額・所得上限限度額を撤廃
- 支給対象児童を高校生年代まで(※)に拡大
- 第3子以降の支給額を月30,000円に増額
- 第3子加算の算定対象となる子を22歳年度末までに拡大
- 支払回数を年6回(偶数月)に変更 ※高校生年代までとは、18歳到達後の最初の3月31日までの児童を指します。

次の人に、制度改正に伴う通知を送付しています。

- 現在、尾道市から児童手当を受給している人
- 令和6年10月から児童手当の該当になるとされる人(所得上限を超えている人や児童が高校生年代となり児童手当を喪失している人など)
- なお、尾道市外に住民登録がある児童については、尾道市からの通知がありませんので、次の①～③すべてに該当する人は、市HPにて申請方法を確認のうえ、児童手当認定請求書を提出してください。
- ①現在、児童手当を受給していない。
- ②請求者の住民登録が尾道市にある。
- ③18歳に到達後の最初の3月31日までの子を養育している。
- また、請求者の住民登録が尾道市外にある人はお住まいの市区町村に、請求者が公務員の場合は職場にそれぞれご確認ください。

郵送・窓口(子育て支援課、各支所) 9月30日(月)
子育て支援課 (0848-38-9112)

子どもの補装具費支給制度の所得制限が撤廃になりました

身体障害者手帳を所持している障害児本人(18歳未満)かその保護者等の世帯員のいずれかが一定所得以上の場合も含め、すべての障害児について補装具費の支給対象となりました。利用者負担は原則1割で月額上限額は37,200円です。詳しくは、お問い合わせください。
社会福祉課 (0848-38-9125)

児童扶養手当の現況届の手続きを忘れずに

対象者には提出書類を送付しています。なお、次の要件に該当し、手当を受給していない人はお問い合わせください。

- ※所得制限あり
- 対象・支給要件
- 対象児童の父母が離婚(事実婚解消を含む)
- 父か母が死亡、生死不明
- 父か母に重度の障害がある
- 父か母が1年以上拘禁されている
- 父か母から1年以上遺棄されている
- 父か母が保護命令を受けた
- 婚姻によらず生まれた
- ※児童とは18歳年度末までの子。中度以上の障害の場合は20歳未満の子。

8月30日(金)
子育て支援課各支所(浦崎・百島支所を除く)の窓口で本人が持参
子育て支援課 (0848-38-9205)

「尾道発達障害児支援フォーラム」を開催します

テーマ 「こどもの見方・こどもの味方—その行動には理由があります。園や学校でできること—」

9月21日(土) 13:30~15:00

尾道発達相談・療育支援センター あづみ園 プレイルーム

講演会 60人 (会場30人、Zoom配信30人)
講師 古野優子さん(日本作業療法士協会 認定作業療法士・日本感覚統合学会インストラクター)
申込フォームで 8月23日(金)
社福あづみの森 尾道発達相談・療育支援センターあづみ園 (0848-20-7887)



▶申込フォーム

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。日日時期間 場所 対象 内容 電話 料金 持ち物 電子メール ホームページ